

[事案 2021-52] 新契約無効請求

・令和3年9月8日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集人の説明不足を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成11年12月に契約した終身医療保険について、以下等の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約に際し募集人から、初めて入る部屋で、不安、緊張、仕事の疲れが重なった状況で説明を受けたため、契約内容を十分に理解せずに申込書に署名・押印した。
- (2) 死亡保障があると思っていたが、令和2年10月に保険証券を見た際、医療保障のみであることが分かった。
- (3) 募集人と保険料支払方法について話をしていないため、クーリング・オフが可能である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書には、医療保険であり死亡保障がない旨が明記されており、申立人は理解して手続きをしている。
- (2) 保険証券の記載からも、死亡保障が付いていないことが分かる。また当社は、申立人に毎年契約内容通知を送付しているが、約20年間異議の申出等はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時の募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。